



医政指発第 0914001 号
健 疾 発第 0914001 号
平成 16 年 9 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省健康局疾病対策課長

医療機関におけるプリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病を含む）
感染防止対策の推進について

本年、国内の医療機関において、脳神経外科手術を受けた患者が、手術後に孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病であることが判明した事例があり、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病（以下「CJD」という。）を含む）の感染防止の重要性が改めて認識された。

医療機関におけるCJD等のプリオン病に係る医療行為についての感染防止の重要性については、これまでも厚生労働科学研究「プリオン病及び遅発性ウイルス感染に関する調査研究班」の調査等により指摘されてきたことから、「「クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアル」の啓発普及について」（平成9年1月9日指第2号・健医疾発第1号厚生省健康政策局指導課長・保健医療局疾病対策課長連名通知）及び「クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアル〔改訂版〕の啓発普及について」（平成14年2月27日健疾発第0227001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）により、適正な対処方指導をお願いしているところである。

ついては、下記の事項につき貴管内関係機関及び医療従事者への周知等についてご協力方よろしくお願いする。

記

- 1 厚生労働科学研究「医療機関におけるクロイツフェルト・ヤコブ病保因者（疑い含む）に対する医療行為についてのガイドライン策定に関する研究」において作成された「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、医療機関において当該ガイドラインが的確に活用され、プリオン病の臨床症候の周知及び感染防止等がより一層図られるよう指導すること。
- 2 プリオン病を疑わせる症状を有する患者の診断等の医療支援を希望する場合には、「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知、平成15年4月22日健発第0422002号厚生労働省健康局長通知）第5の規定に従い、厚生労働省が指定する神経難病専門医と連絡を取るよう指導すること。